

議第109号

平成19年度京都市病院事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市病院事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成19年度京都市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）

第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	千円	千円	千円	
第1款 市立病院事業資本的収入	1,055,000	300,000	1,355,000	
第1項 企業債	1,055,000	160,000	1,215,000	
第3項 国庫補助金	0	140,000	140,000	

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	千円	千円	千円	
第1款 市立病院事業資本的支出	1,754,000	300,000	2,054,000	
第1項 建設改良費	1,181,141	300,000	1,481,141	

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利率	償還の方法
	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円			
医療用器械 備品等購入 費	1,055,000	160,000	1,215,000	証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は消費方 法によ る。	8.0以内	起債の日から 据置期間を含 め30年以内 に、元利均等 法、その他の 方法により償 還する。た だし、その 他の都合上 は、繰上償 還をすること ができる。
計	1,055,000	160,000	1,215,000			

(重要な資産の取得の補正)

第4条 予算第9条に定めた重要な資産の取得に次の項目を追加する。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	放射線治療装置 (リニアック)	一 式

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

提案理由

医療用器械備品の購入に要する経費等を補正する必要があるので提案する。